

令5福個答申第1号
令和5年5月22日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(保健医療局総務企画部総務課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 五十川 直行
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第1項の規定に基づき、令和3年10月28日付け保総第462号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第165号

「特定の申し入れ書及び決裁文書一式並びに特定個人の連絡先が記載された文書」
の非開示決定処分に対する審査請求

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び令和4年11月30日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 本件個人情報1について

ア 令和3年第3回福岡市議会（6月定例会）の一般質問（略）において、荒瀬副市長が「（略）、事故発生の原因やその後の対処について検証するためには医療的な判断が不可欠となることから、市からも働きかけを行ったことにより、事業団、現在の「ふくおか公衆衛生推進機構」（以下「機構」という。）において、第三者も加わった検証が行われることとなっております。」との答弁がなされている。

実施機関は、「〇〇〇〇〇〇制度の活用について検討するよう、機構の職員に口頭で要請したもので、訪問後に協議記録は作成しているが、申し入れ書やその決裁文書は作成していない」と弁明するが、議会答弁で明言した対応であり、当然、組織としての意思決定がなされて要請されたものと推察されるため、文書が存在しないことはないはずである。

イ 福岡市公文書の管理に関する規則に、「事案の処理に係る意思決定については、公文書を作成することにより行わなければならない」と規定されており、加えて、「意思決定と同時に公文書を作成することが困難な場合は、当該事案の処理後、速やかに公文書を作成しなければならない」と規定されているため、開示すべき個人情報を保有していないという弁明に疑念がある。

ウ 前例がないような大きな事故であったにもかかわらず、決裁文書等がないということは、軽く扱われたのではないかという疑念を抱いている。どのような経緯で決裁が行われたのか分からない中で説明を受けるため、納得がいかない。

② 本件個人情報2について

ア 平成〇年〇月〇日付けの審査請求人宛回答文書（がん検診実施機関に関するご質問等に対するご回答について）の中に、「福岡市が行った検診に従事した医師名等につきましては、福岡市に対して公文書公開請求及び個人情報開示請求を行うことができますが、公開の範囲につきましては請求内容に基づき判断させていただきますこととなります。」との記述がある。

当該回答文書の指示に従い情報開示を求めているのに、文書が存在しないことはないはずである。

また、がん検診実施機関の業務範囲と責任限度について、実施機関から「受託医師は実施機関とは直接雇用関係にない独立事業者であり、その判断により生じた結果については、その医師が責を負ってしかるべきである。そのため、責任を追求するのであれば実施機関を通してではなく、直接この医師に対してなされてしかるべきである。医師の名や住所等連絡先等についても実施機関は

教える義務はないので、受診者サイドで探すべきである。」との言及があったことを補足する。

イ 平成〇年の集団検診当日の状況について、嘱託医師から話を聞くため、直接会わせてもらえないかと機構に申し出たが断られた。そのため、実施機関に他に方法はないかと尋ねたところ、情報公開等の制度について案内を受けたため、その手続きを行ったが、非開示との結論であった。制度を案内しておきながら、情報を保有していないというのはおかしい。また、当該医師については個人で探し出して直接訪ねてほしいと実施機関から言われたため、直接訪ねようとしたところ、機構から直接会うことはやめてほしいと言われた。案内したことと、実際の対応に矛盾がありおかしいと思っている。

ウ 私は事故の真相を知りたいのであり、情報公開室は実施機関との連絡調整だけでなく、文書を開示するよう指導すべきである。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び令和4年12月21日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 本件個人情報1について

ア 実施機関が平成〇年度に、機構に委託して実施した集団がん検診において、〇〇〇〇〇〇事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

実施機関は、委託元として、事故に遭われた受診者のご家族である審査請求人からの医療的、法的な側面も含む問題点や疑問点について、機構に調査、報告を求めた上で、審査請求人に説明を重ねるなどの対応を行ってきたが、令和〇年〇月以降、審査請求人の疑問に機構が直接応答するように機構に求める中で、令和〇年〇月〇日及び同年〇月〇日に機構を訪問したものである。

訪問した際には、〇〇〇〇〇〇制度の活用について検討するよう、機構の職員に口頭で要請したもので、申し入れ書やその決裁文書は作成していない。なお、訪問後に当該要請内容を事後的に確認できるように協議記録を作成し、その協議記録に基づき議会答弁を行ったものである。

イ 〇〇〇〇〇〇制度の活用の要請については、本件事故に係る審査請求人の疑問に応答するため、一般的に考えられる方策として同制度の活用を口頭で要請したものに過ぎず、特段の意思決定を行った認識はないことから、申し入れ書を作成する必要はなかったものとする。

ウ なお、本件事故は、〇〇〇〇〇〇制度の対象に該当するものではなかったが、同制度のスキームを参考に何かしら検証ができないかを機構において検討し、第三者による検証が行われたものである。法的な義務ではないことに加え、同制度の仕組みを活用できるかどうかとも判然としなかったため、その検討も含めて機構に口頭による要請を行ったものである。

エ 以上から、実施機関では、開示すべき個人情報を保有しておらず、条例第24条第2項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

② 本件個人情報2について

ア 本件事故の対応に当たった医師は機構の嘱託医である。実施機関と機構との委託契約において、検診の実施に関する連絡は、機構の業務遂行責任者を通じて行っており、検診従事者と個別に連絡を取ることはないため、実施機関では医師の名前のみ把握しており、連絡先（住所、電話番号）は把握していない。

イ 検診は、毎回同じ医師が従事するものではなく、様々な医師が従事することから、その全ての医師の個人的な連絡先を把握することは想定しておらず、当該医師に限らず、集団検診に携わる全ての医療従事者の連絡先について把握していない。

ウ なお、平成〇年〇月〇日付けで実施機関が行った審査請求人への回答については、公文書公開請求や個人情報開示請求という制度がある旨をお知らせしたもので、実施機関が当該医師の住所及び電話番号を把握しているという趣旨ではない。また、がん検診実施機関の業務範囲と責任限度について、実施機関から言及があったとする内容については、実施機関としては認識していない。

エ 以上から、実施機関では、開示すべき個人情報を保有しておらず、条例第24条第2項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報1及び本件個人情報2について

本件個人情報1は、福岡市から機構に対し、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇制度の活用検討を要請した申し入れ書及び決裁文書一式（令和〇年〇月〇日訪問時及び令和〇年〇月〇日訪問時の申し入れ書）である。

また、本件個人情報2は、福岡市が〇〇〇〇〇で実施した胃がん検診（平成〇年〇月〇日実施）に従事した医師名及び連絡先（住所、電話番号）のうち、連絡先（住所、電話番号）である。

これに対し、実施機関は、本件個人情報1及び本件個人情報2を保有していないとして本件処分を行っていることから、当審議会では、これらの存否について検討する。

(2) 本件個人情報1及び本件個人情報2の存否について

① 本件個人情報1について

ア 実施機関の説明によると、令和〇年〇月以降、本件事故に係る審査請求人の疑問に機構が直接応答することを求める中で、令和〇年〇月と〇月に機構を訪問したものであり、〇〇〇〇〇〇制度の仕組みを活用できるのか判然としない状況ではあったものの、一般的に考えられる方策として、機構に対し口頭でその活用を要請したとのことであった。また、その際に申し入れ書やその決裁文

書は作成していないものの、経緯を確認できるように事後に協議記録を作成したものであって、令和3年6月の議会答弁については、当該協議記録に基づき行ったとのことである。

イ そこで検討するに、申し入れ書やその決裁文書は作成せず、事後に協議記録を作成したとする実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すような特段の事情も見当たらないことから、実施機関が本件個人情報1を保有しているとは認められない。

② 本件個人情報2について

ア 実施機関の説明によると、機構との業務委託契約において、検診の実施に関する連絡は、機構の業務遂行責任者を通じて行うこととしており、検診に従事する医師と個別に連絡を取ることはないことから、医師の連絡先（住所、電話番号）を把握する必要がなく、当該情報を収集していないとのことである。

また、集団検診は、毎回同じ医師が従事するわけではなく、様々な医師が従事するものであって、当該医師に限らず、集団検診に携わる全ての医師の連絡先について把握していないとのことである。

イ そこで検討するに、本件に係る業務委託契約書や仕様書において、集団検診に携わる医療従事者の連絡先を収集しなければならないとする規定等は確認できないところ、医師の連絡先（住所、電話番号）を収集していないとする実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すような特段の事情も見当たらないことから、実施機関が本件個人情報2を保有しているとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関の対応などについて種々の主張を述べるが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報1及び本件個人情報2について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和3年10月28日	審査庁から諮問
令和3年12月28日	実施機関から弁明意見書を受理
令和4年3月15日	審査請求人から反論意見書を受理
令和4年9月28日（第237回審査請求部会）	審議

令和4年10月26日（第238回審査請求部会）	審議
令和4年11月30日（第239回審査請求部会）	審査請求人から意見聴取及び審議
令和4年12月21日（第240回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和5年2月15日（第241回審査請求部会）	審議
令和5年3月15日（第242回審査請求部会）	審議
令和5年4月26日（第243回審査請求部会）	審議